

令和 7 年度の住民税（町民税・県民税）の改正のお知らせ

住民税に関する主な改正の内容についてお知らせします。所得税に関する内容については、国税庁ホームページや最寄りの税務署までお問合せください。

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税（令和 7 年度のみ適用）

令和 6 年中の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下で、住民税（町・県民税）所得割が課税される方のうち、同一生計配偶者がいる方について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分（注 1）（国外住居者を除く。）の定額減税額が 1 万円控除されます。

（注 1）前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯等（19 歳未満の子を有する世帯または、夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯）が、認定住宅等の新築等をして令和 6 年に入居した場合の借入限度額が、下表のとおり上乗せされます。

新築・買取再販住宅の種類	子育て世帯等の借入限度額	その他の世帯の借入限度額
認定住宅	5,000 万円	4,500 万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円

また、合計所得金額 1,000 万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を 40 平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和 6 年 12 月 31 日（改正前：令和 5 年 12 月 31 日）まで延長されます。

ただし、令和 6 年 1 月以降に建築認定を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、住宅ローン控除を受けられません。

詳しくは次の国土交通省ホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000189.html